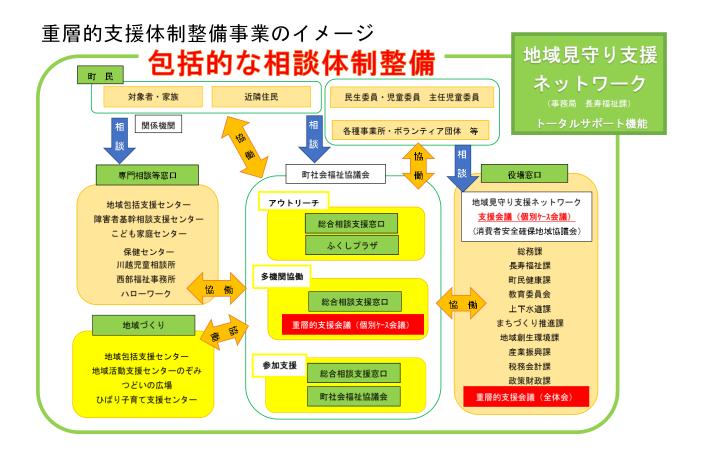
第6章 計画の推進・評価

1. 計画の推進

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、本計画をもとに各事業を実施していく必要があります。そのためには、高齢者の方が生活していく地域において、医療や介護のみならず、様々な日常生活における関係者と連携をしながら進めていく必要があります。

町では、世代や相談内容を問わず、家族全体を丸ごと受け止め、様々な関係機関と連携しつつ「誰もがその人らしい生活を継続できる仕組みづくり」である重層的支援体制整備事業を実施しています。

この事業は、地域包括ケアシステムとその他の事業を結び付ける事業であることから、本計画の上位計画である「第3次地域福祉推進プラン」内に包括的に策定されております「鳩山町重層的支援体制整備事業実施計画」と関連しながら、計画の推進を図ります。



2. 計画の進捗状況の点検・評価

集中的・計画的に高齢者支援対策を推進していくためには、計画の進捗状況を点検、評価する体制が必要です。

町では「鳩山町介護保険運営委員会」において、高齢者等実態調査や給付費実績資料等から「鳩山町高齢者福祉総合計画」の円滑な運用が図られているかを点検・評価し、計画の進捗管理を行っていきます。

- ●介護保険法定サービスの量的・質的観点からの評価
- ●介護保険以外のサービスの量的・質的観点からの評価
- ●高齢者への自立支援や介護予防に向けた取り組みの評価
- ●地域における日常生活の継続の状況
- ●住民及び利用者のサービスに対する満足度の評価

3. 地域包括支援センターの事業評価の実施

町は、地域包括支援センターを直営で運営しています。今後も、専門職の配置を継続し、 質の高い事業が行えるよう、地域包括支援センター事業の自己評価を継続します。

また、自己評価等の資料から「鳩山町介護保険運営委員会」において円滑な運用が図られているかを点検・評価し、計画の進捗管理を行っていきます。